

山鹿市農業機械等整備事業について

山鹿市内で農業を営む農業者が農業の効率化、省力化等を推進し、農地の保全等に取り組むことで地域の農業振興を図るため、農業機械等の導入に対し支援を行います。

なお、農業者個人での申請は、作業機械タイプのみ可能です。

【補助対象者】

補助対象者は、下記に該当するものであって、山鹿市内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所の所在地）を有するものとする。

- 1 農業者が組織する団体（集落営農組織、機械利用組合（構成員が3戸以上で規約・構成員名簿等があること））又は農業者
- 2 農業収入が50万円以上あり確定申告又は住民税申告をしている者
- 3 市税等の滞納がない者
- 4 山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19条）第2条に指定する暴力団及び暴力団員に該当しない者

【補助対象条件】

- 1 税抜き価格が50万円以上であること。（中古を除く）
- 2 補助対象者が自らの経営において使用するものであること。
- 3 経営規模に応じた性能であること。
- 4 保管場所が山鹿市内であること。
- 5 農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。（トラック、フォークリフト、バックホウ等は不可）

【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費の3/10以内

本体機械タイプ（トラクター、田植機等） 上限 250万円
作業機械タイプ（耕運機、代掻き機等） 上限 50万円

※1,000円未満の端数がある場合切捨て

※補助対象となる機械は実施要領（別表）のとおり。

※年度内（翌年3月）までに納品が確実に見込まれる機械に限る。



【申請書類等（提出先）】

申請書類は、農業振興課もしくは各市民センターの窓口で配布しております。

申請書類の提出先（受付）は農業振興課でのみ行ってます。

※市HPからもダウンロードできます。

※各市民センターでは、配布のみです。詳しい質問は、農業振興課へお願いします。

【申請書受付期間】

令和8年6月29日（月）～令和8年7月17日（金）まで

※先着順ではありません。予算の範囲内で交付決定を行います。

【スケジュール】

募 集 令和8年6月29日（月）～令和8年7月17日（金）

交付決定時期 令和8年8月下旬を予定

【問い合わせ先】

山鹿市 農林部 農業振興課 農業振興係 TEL:0968-43-1556（直通）